

水害地農地の実体に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

水害地農地の実体に關する質問主意書

供出の強権発動を双肩に、になう農地中で、東北、関東及全國、水害地の田、畠を調査するに無水害地に比して五分の一、四分の一、二分の一の麦作であるのが判明してある、仁政、善政の政府はこの実体を調査して、收穫量に正比して供出の割当をなすべきである、政府の責任ある処見と調査総町歩数と見透し水害地、田、畠の実收穫見込の答弁を求む。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。